



発福保第 1453 号  
平成 28 年 1 月 21 日

鳥取市国民健康保険運営協議会  
会 長 様

鳥取市長 深 澤 義 彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす制度として、地域における医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしております。

一方、退職者や無所得者が多くを占める国民健康保険は、被保険者の高齢化による医療費の増嵩、保険料収入の低下などのさまざまな課題を抱えており、国は、これらの課題解消に向けた制度改革を進めようとしています。

このような状況において、本市は、被保険者の負担の軽減と健康の保持増進を図りながら、安定的な運営に努めていくことが国保被保険者としての責務であると考えており、今後の国民健康保険事業の運営のあり方について、貴協議会の意見を求めます。

## 諮問の趣旨

### 1. 国の状況

国の平成28年度「税制改正の大綱」が閣議決定され、国民健康保険料の医療分保険料に係る賦課限度額を54万円（現行：52万円）に、後期高齢者支援分保険料に係る賦課限度額を19万円（現行：17万円）に引き上げる政令改正が予定されている。

### 2. 本市の現状

平成28年度の本市の国保会計は、国の予算編成方針に沿って試算したところ、歳入歳出の両面から会計の安定化への最大限の努力を尽くすことにより、現行の保険料率であれば収支に余剰が生じる見通しである。この結果を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮問する。

### 3. 諮問事項

#### (1) 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

【改正案】 賦課限度額を国の改正基準に合わせて以下のとおりとする。

- ・ 医療分（基礎賦課額） 54万円（2万円の引き上げ）
- ・ 後期高齢者支援分 19万円（2万円の引き上げ）
- ・ 介護納付金分 16万円（現行どおり据え置き）

#### (2) 国民健康保険料率の見直しについて

【改正案】 保険料率を以下のとおりに改める。

		改正後	現行
医療分	所得割	7.1%	7.2%
	資産割	16.0%	16.4%
	均等割	22,000円	23,000円
	平等割	23,000円	26,000円
支援分	所得割	2.6%	2.6%
	資産割	4.4%	4.4%
	均等割	8,400円	8,500円
	平等割	6,200円	6,500円
介護分	所得割	2.3%	2.2%
	資産割	4.8%	4.4%
	均等割	9,000円	9,000円
	平等割	6,000円	6,200円